

開庁時間短縮及び水曜日窓口延長の運用を変更します

東浦町では、職員の働き方改革及び勤務時間中に企画立案や創造性のある仕事に取り組む時間を確保するため、2025年2月から開庁時間及び電話受付時間の短縮を試行実施しています。試行期間中の来庁実績や、新たに住民票等のコンビニ交付を開始することに伴い、2026年4月から以下のとおり運用を変更します。

●開庁時間（変更）

現在	午前8時45分から午後4時まで
4月以降	午前9時から午後4時まで（最終受付午後3時30分）

●水曜日の窓口延長（変更）

現在	一部の課のみ毎週水曜日午後8時まで
4月以降	<ul style="list-style-type: none">・毎月第3水曜日午後7時まで（最終受付午後6時30分）・予約優先対応・対象課：住民課・保険医療課・障がい福祉課・ふくし課 子育て支援課・税務課・教育課・会計課

●休日臨時窓口の開設（新規）

住民異動が多い時期に休日臨時窓口を開設します。

と き 3月28日（土）及び4月5日（日）の午前9時から正午まで

対象課 水曜日の延長窓口と同一

●その他

イオンモール東浦内にある「東浦町行政サービスコーナー」では、土日を含め、毎日19時30分まで住民票交付や納税などに対応しています。

また、2026年3月よりコンビニで住民票、印鑑証明書、課税・非課税証明書が取得できます。さらに、2027年2月まではコンビニ交付の手数料を10円とし、活用を促していきます。

■問い合わせ

東浦町人事課 ☎ 0562-83-3111(内線223) 担当：野村、鈴木